

令和 7 年度

江北町一般会計補正予算（第 7 号）

江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

事 業 説 明 書

目 次

●一般会計	
健康福祉課	
物価高対応子育て応援手当事業 1
配食サービス利用者支援事業 2
地域づくり課	
物価高騰対策事業(第11弾 江北町元気クーポン券) 3
こども教育課	
地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業 4
●国民健康保険事業特別会計	
健康福祉課	
一般被保険者療養給付費	
一般被保険者高額療養費 5
●債務負担行為	
総務政策課	
町営公共交通事業 6

■事業説明 ■ [一般会計]

[健康福祉課 福祉班 福祉係]

款	3. 民生費	項	2. 児童福祉費	目	2. 児童措置費	事項別	7~9
事業名	物価高対応子育て応援手当事業				区分	新規	
補正後 予算額	39,881	補正額 財源 内訳	国	39,880	(単位:千円)		
補正前 予算額	-		県		その他		
補正額	39,881		町債		一般財源	1	

1 事業の目的・概要

<目的>

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校生年代までの子ども一人当たり20,000円(一律)の物価高対応子育て応援手当を支給する。

<概要>

①支給対象者

- ・令和7年9月30日時点で、対象児等(1,830人)を養育する児童手当受給者
- ・令和7年10月1日～令和8年3月31日までに生まれる新生児(50人)を養育する児童手当受給者

②支給方法

支給方法	対象児等
プッシュ型	(ア)令和7年9月分の児童手当の支給対象児等 ※父母等が公務員であって、町が支給に必要な情報を把握している者を含む
	(イ)令和8年1月31日までに、児童手当認定請求を受理した新生児
要申請	(ウ)父母等が公務員であって、町が支給に必要な情報を把握していない者
	(エ)(イ)以外の新生児

③事業スケジュール(予定)

- | | |
|----------|--------|
| 2月9日(月) | 支給通知発送 |
| 3月5日(木) | 初回支給 |
| 4月30日(木) | 申請締切 |
| 5月15日(金) | 支給完了 |

2 予算内訳

事業費(1,880人×20,000円)	37,600 千円
事務費	2,281 千円
	39,881 千円

3 特定財源

物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金(国) 39,880 千円

■ 事業説明 ■ [一般会計]

[健康福祉課 福祉班 介護保険係]

款	3. 民生費	項	1. 社会福祉費	目	7. 物価高騰支援事業	事項別	7
事業名	配食サービス利用者支援事業				区分	新規	
補正後 予算額	388	補正 額 財 源 内 訳	国	388	(単位:千円)		
補正前 予算額	-		県		その他		
補正額	388		町債		一般財源		

1 事業の目的・概要

<目的>

町では、自身での調理・買い物が困難な方や、家族から食事に関する援助を受けることが困難な在宅の独居高齢者等の食生活の改善や健康増進を図り、在宅での自立支援に資することができるよう、配食サービスの事業を実施している。

食材費や光熱費等の物価高騰に伴って、配食サービスを利用する高齢者等の負担が増加することを抑えるために、物価高騰による経費の増額分を町が負担する。

<概要>

今回限りの支援として、委託事業者が利用者に配食サービスを提供する際の1食あたりの経費と委託料・利用者負担額との差額を物価高騰分として委託事業者に対し支払う。なお、令和8年4月以降は、メニュー及び業務を効率化することによって、現行の委託料・利用者負担額相当の経費となるよう見直しを行う。

- ・委託事業者 すいれん
- ・利用者 33名(令和8年1月1日現在)
- ・配食見込み数 1,400食 (令和8年1月～令和8年3月)

1食あたりの経費 1,277円

委託料 600円	利用者負担額 400円	差額 277円
-------------	----------------	------------

※物価高騰分として配食数に応じて支払う

2 予算内訳

$$1,400\text{食} \times 277\text{円} = 387,800\text{円} \\ \doteq 388\text{千円}$$

3 特定財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国) 388千円

事業説明 [一般会計]

[地域づくり課 振興班 管理振興係]

款	7. 商工費	項	1. 商工費	目	3. 物価高騰支援事業	事項別	9
事業名	物価高騰対策事業(第11弾 江北町元気クーポン券)				区分	継続	
補正後 予算額	64,935	補正額 財源 内訳	国	32,449	(単位:千円)		
補正前 予算額	32,486		県		その他		
補正額	32,449		町債		一般財源		

1 事業の目的・概要

(事業目的)

町内の店舗等で利用できる1人あたり3,000円分のクーポン券を全町民に配布し、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する。

(補正理由)

令和7年11月分消費者物価指数が前年同月比で3.0%上昇、特に食料品やエネルギー価格の高騰が家計負担を大きく圧迫している状況を踏まえ、これに迅速に対応するため、補正予算を計上する。

(事業概要)

発行総額	28,602千円 (町民一人当たり3千円)	支給対象者	令和7年12月31日時点で 江北町に住民登録 を行っている方
発行冊数	9,534冊 (500円券 × 6枚)	支給方法	対象者世帯に配達
事業目的	生活者支援		
使用期間	令和8年3月1日から 令和8年5月31日まで	換金期間	令和8年4月1日から 令和8年6月30日まで

(取扱店舗)

これまで取扱のあった店舗(136店舗)に加え、取扱店舗等の拡充に取り組む。

(スケジュール)

時期	項目	備考
2月1日～2月28日	宛名作成・クーポン券印刷・納品	
3月1日～3月15日	クーポン券配達	ゆうパック・宅配
3月1日～	クーポン券使用開始	

2 特定財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国)

32,449千円

■事業説明 ■ [一般会計]

[こども教育課 子育て支援係]

款	3. 民生費 3. 民生費 10. 教育費	項	2. 児童福祉費 2. 児童福祉費 4. 幼稚園費	目	2. 児童措置費 5. 子育て支援費 1. 幼稚園費	事項別	7~11
事業名	地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業				区分	新規	
補正後 予算額	200	補正額 財源内訳	国	150	(単位:千円)		
補正前 予算額	-		県	150	その他		
補正額	200	町債			一般財源	△ 100	

1 事業の目的

昨今の急激な物価高騰の影響を受ける中、地域の子ども・子育て支援事業の安定的運営を維持するため、事業継続のために新たに必要となった物品や主たる補助事業で補助上限を超えた物品の購入等に係る経費に対して追加支援を行う。

2 概要

対象経費：物価高騰下での事業継続に必要な物品購入等の経費（消耗品、備品、物品リースなど）

予算区分	対象事業	施設	施設運営費	今回の 支援額
児童措置費 (補助事業分)	延長保育事業	永林寺	1,200千円	25千円
		江北ひかり	800千円	25千円
		ひとのね	1,100千円	25千円
		なのはな	560千円	25千円
	放課後児童健全育成事業	ひとの舎 (1支援)	14,880千円	50千円
	一時預かり事業	江北ひかり	3,396千円	25千円
小計				175千円
子育て支援費 (直営事業分)	放課後児童健全育成事業	町児童クラブ (5支援)	42,608千円	250千円
幼稚園費 (直営事業分)	一時預かり事業	江北(幼)	4,230千円	25千円
今回補正対象事業分(①+③)				200千円
財源組替対象事業分(②)				250千円
合 計 (①+②+③)				450千円

①
②
③

※②のみ現計予算で対応

※主たる補助事業の運営費見込額は物品購入等以外の経費及び事業所負担分を含む。

3 特定財源

子ども・子育て支援交付金(国)

- ・民生費 142千円
- ・教育費 8千円

子ども・子育て支援事業費補助金(県)

- ・民生費 142千円
- ・教育費 8千円

事業説明 [国民健康保険事業特別会計]

[健康福祉課 健康班 国保係]

款	2. 保険給付費	項	1. 療養諸費 2. 高額療養費	目	1. 一般被保険者療養給付費 1. 一般被保険者高額療養費	事項別	7	
事業名	一般被保険者療養給付費 一般被保険者高額療養費					区分	継続	
補正後 予算額	883,216	補 正 額 財 源 内 訳	国			(単位:千円)		
補正前 予算額	753,000		県	130,216	その他			
補正額	130,216		町債			一般財源		

1 事業の目的・概要

(事業概要)

・療養給付費

江北町国民健康保険の加入者が医療機関を受診し発生した費用に対して、その7割～8割相当分を保険者として給付する。

・高額療養費

江北町国民健康保険の加入者が医療機関を受診し発生した費用の自己負担金に対して、一定額を超えた場合に、その超えた部分に対して支給を行う。

(補正理由)

過去3カ年の医療費と比較しても、今年は療養給付費及び高額療養費が大幅に増となり年間見込額が当初見込みより17%程度上回る。

特に脳血管疾患や悪性新生物で入院し、医療費が著しく高額となった被保険者が増加したことことが要因と考えられる。

近年の保険給付額(3カ年)

単位:千円

年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度			
	給付費名	療養給付費	高額療養費	療養給付費	高額療養費	療養給付費	高額療養費	
給付額						4～12月	1～3月見込	4～12月
						539,532	212,010	94,173
合計		676,667	111,219	654,558	101,998		751,542	37,501
								131,674
								883,216

当初予算額(療給+高額) 753,000千円

今年度見込額 883,216千円

補正額 130,216千円

入院医療費100万円以上の人数(4月～9月分)

単位:人

医療費総額	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	合計
令和5年度	28	29	9	3					69
令和6年度	29	29	1	3	1	1			64
令和7年度	26	31	5	5	1	2	1	2	73

※主な疾病名 脳梗塞、脳出血、悪性リンパ腫、胆管がん、肺がん

2 予算内訳

負担金補助及び交付金	(療養給付費)	100,542千円
"	(高額療養費)	29,674千円

3 特定財源

保険給付費等交付金(普通交付金)(県)	130,216千円
---------------------	-----------

■債務負担行為説明書 ■ [一般会計]

[総務政策課 政策班 企画情報係]

款	2. 総務費	項	1. 総務管理費	目	5. 企画費	事業	町営公共交通事業
---	--------	---	----------	---	--------	----	----------

1 債務負担行為を必要とする理由

運行業務に従事する人材を確保し、継続的に運行を行う必要があることから、令和8年4月以降の運行業務委託料について今回、債務負担行為を設定する。

債務負担行為 総額:34,115千円(6,823千円/年×5年)

【債務負担行為の内訳】

3名×23日×8,240円(1,030円×8時間)×12ヶ月=6,822,720円≈6,823千円
(稼働日271日/年÷12ヶ月=22.58日≈23日)

2 債務負担行為期間を5年とする理由

車両賃貸借期間(長期継続契約)と同じ5年を1期間としたいため、令和8年4月1日から令和12年3月31日までを債務負担行為期間としたい。

【参考】

業務形態	個人業務委託
委託料	日額:8,240円(1,030円×8時間)
応募資格	・満年齢26歳以上 ・自動車第一種免許取得後5年以上の方(AT限定可)
業務内容	乗務員業務、配車オペレーター業務、会員登録関連業務、車両日常点検、洗車等業務、乗務記録等報告書作成業務、広報に関する業務
業務時間	・月～金曜日 8時30分～17時15分 ・土曜日 8時30分～13時00分 ※勤務時間については、週3回など勤務可能な時間帯の調整可能
業務場所	江北町役場 総務政策課内
契約期間	1年